



Newsletter

2026 年 7 月号

テーマ

税務動向

- [国税庁、国税行政のさらなる発展に向けて業務推進方向を発表](#)

例規・判例

○ 財政経済部

- [統合投資税額控除の適用時における追加控除金額の計算方法](#)

○ 国税庁

- [Make-up 触媒および廃触媒の損益帰属時期等の税務処理方法](#)
- [外国所在の合併会社に技術を使用できる権利を提供し、株式（出資持分）を取得する場合、付加価値税零税率の対象になるか否か](#)

2026. 7. 28

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税務動向

国税庁、国税行政のさらなる発展に向けて業務推進方向を発表

国税庁は 6.11.（木）国民主権政府の発足 1 周年を迎え、過去 1 年間の主要成果および 2 年目の業務推進方向を発表しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 1 年目の主要成果

- 税務調査のパラダイム改善：現場常駐調査の縮小および調査時期選択制の導入、反復課税項目 10 件の事前公開
- 先制的かつ納税者に寄り添った税政支援の実施：納税者の立場から不合理な部分がないよう国民中心の税法解釈の実施、中東戦争の被害企業および関税被害を受けた輸出企業に対する税政支援、簡易課税排除地域の整備

○ 2 年目の業務推進方向

- 「国税徴収機関」を超え、「統合財政収入機関」への飛躍を目指す：国税外収入の滞納額に対する統合徴収を本格的に推進するため、国税外収入の滞納管理団を運営、関連法令および電算インフラ整備等を推進
- 国税行政の AI 大転換による世界トップレベルの「K-AI」税政の実現：AI 相談・検索サービスを拡大し、今後の AI 電子申告、AI 税金コンサルタント、AI 業務支援等の国税行政全般に AI を導入

例規・判例

【財政経済部】統合投資税額控除の適用時における追加控除金額の計算方法

（財政経済部租税特例制度課-641、2026.6.18.）

■質疑

統合投資税額控除の適用時における追加控除金額の計算方法

回答

旧「租税特例制限法」（2021.12.28.法律第 18634 号に改正されたもの）第 24 条第 1 項第 2 号ロ目本文（以下、「争点規定」）により「該当課税年度に投資した金額が該当課税年度の直前 3 年間の年平均投資又は取得金額を超過」するか否かを判断するか、又は「その超過する金額」（以下、「超過金額」）を算定する時は同項第 1 号による控除対象の資産（以下、「控除対象資産」）を同項第 2 号イ目 1）による新成長事業化施設（以下、「新成長事業化施設」）、同目 2）による国家戦略技術事業化施設（以下、「国家戦略技術事業化施設」）および新成長事業化施設と国家戦略技術事業化施設を除外した資産（以下、「一般資産」）に区分せず、控除対象資産全体に対する総投資又は取得金額を基準に該当課税年度の直前 3 年間の年平均総投資又は取得金額を比較して判断するか、算定するものである。

また、争点規定による追加控除金額は控除対象資産全体に対する総投資又は取得金額を基準に計算した超過金額を国家戦略技術事業化施設、新成長事業化施設および一般資産のうち、超過金額が発生した資産間に、その資産別に計算した超過金額の比率によって按分し算定するものである。

【国税庁】Make-up 触媒および廃触媒の損益帰属時期等の税務処理方法

（書面-2025-法規法人-0030、2026.1.22.）

■質疑

Make-up 触媒および廃触媒の税務処理方法

■事実関係

- 質疑法人は有機化学物質製造業を営む法人として、プロピレン、アンモニアおよび酸素を反応（以下、「アンモ酸化反応」）させ、主力製品であるアクリロニトリルモノマー（以下、「AN」）を生産しており、アンモ酸化反応をより効率的に進行させ、収率等を向上させるために、触媒＊を投入している

＊モリブデン（Molybdenum、元素記号 Mo、原子番号 42）およびその他の成分で構成

- 触媒は大きく、Initial 触媒、Make-up 触媒、廃触媒に分類され、各々以下のような特徴を有している

区分	特徴
Initial 触媒	－ 製造装置を最初に設置するか、又は新しい種類の製品を初めて生産しはじめた時に製造装置に投入 － 機械装置の取得原価とみなし、減価償却で損金処理
Make-up 触媒	－ 最初の投入時点以後、2～3 年ごとに消耗した触媒を補充・交換し、最適な収率を維持することを目的として、製造装置に追加投入
廃触媒	－ 工程で使用された結果、触媒活性（活性度、生産性）が基準値以下に低下し、正常な生産に使用することが難しい触媒 － 収率が低下した触媒を製造装置から取り出して保管し、必要に応じて外部業者へ処分してその対価を受け取る － 経済性のある金属を含有しているものの、炭化水素等の有害性を持つため、徹底した統制のもとで主務官庁の認可を得たうえで、廃棄専門業者を通じて廃棄処理 ⇒ ‘23 年 2 月から販売可能な取引先を把握し、主務官庁の認可を得たうえで、売却している

回答

有機化学物質製造業を営む内国法人が製品の生産時、アンモ酸化反応を効率的に進行させ、収率等を高めるために 3 年未満の期間ごとに Make-up 触媒を製造装置に補充・交換する場合として、該当費用を該当事業年度の損金として計上した場合、該当費用は触媒を投入する日が属する事業年度において損金算入するものであり、Make-up 触媒が製造装置に投入された以後、時間が経過して収率が低下した触媒（以下、「廃触媒」）を製造装置から抽出する場合、廃触媒が最初に製造装置から抽出される時点に資産を取得したものとみなし、その時点の時価相当額を益金算入するものである。

【国税庁】外国所在の合併会社に技術を使用できる権利を提供し、株式（出資持分）を取得する場合、付加価値税零税率の対象になるか否か

（事前-2025-法規付加-0820、2026.6.8.）

■質疑

外国に所在する合併会社に技術を提供し、株式（出資持分）を取得する場合、付加価値税零税率の対象になるか否か

■事実関係

- 申請法人は、機械・鋳型・金型の製造および販売を主な事業目的とする会社であり、202X 年に aaaa 有限公司（中国所在企業）と合作し、中国所在の現地法人である bbbb 有限公司（以下、「合併会社」）を設立＊
＊ 合併会社の経営期限は 10 年であり、期限満了時に協議を通じて期限延長が可能
- 現地法人の持分構成は aaaa 有限公司 70%、申請法人 30%であり、申請法人は現金出資を行わず、自己保有技術を 10 年間提供する条件で持分 30%を取得し、持分法適用投資株式で会計処理
- 合併会社の技術使用契約書第 3 条（実施権）によると、申請法人は合併会社に対して一定領域（中国、香港、マカオ、台湾）内で申請法人のノウハウと特許権等に従って契約製品を製造・販売することと、領域内で他社に譲渡不可能な権利と実施権を使用するよう合併会社に許諾した
- 合併会社の技術使用契約書第 15 条（期間および終了）に基づき、合併会社の経営期限は 10 年とし、技術使用契約は締結日から効力を生じ、合併契約の終了と同時に効力を失った

回答

上記税法解釈の事前回答申請の事実関係のように、内国法人が国外に所在する企業と合作して海外現地法人を設立する場合として、内国法人はノウハウおよび特許権等の技術を使用できる権利を提供し、合作法人から株式（出資持分）を取得する場合には、該当技術使用領域は「付加価値税法」第 22 条による役務の国外供給に該当するため、付加価値税零税率が適用されるものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC